平成２１年（フ）第４７号
山口県長門市油谷伊上59番地
債務者　末竹三千代
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５０号
山口県下関市西入江町４番10号、申立時の住所山口県萩市大字椿3062番地
債務者　福本　匡伸
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５１号
山口県下関市西入江町４番10号、申立時の住所山口県萩市大字椿3062番地
債務者　福本かおる
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第５６号
山口県長門市西深川2749番地１
債務者　小黒　泰弘
1　決定年月日時　平成21年７月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月２日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２１年（フ）第１１９号
札幌市中央区宮の森２条５丁目２番１―303号、前住所北海道小樽市赤岩２丁目33番13号
債務者　中元　智子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１２１号
北海道小樽市幸４丁目２番７号、前住所北海道小樽市赤岩２丁目33番13号
債務者　佐藤　徳浩
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１０３５号
仙台市宮城野区蒲生字南屋ケ城１―88、住民票上の住所仙台市宮城野区蒲生字南屋ケ城１番地の22
債務者　小野寺昇一
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７９号
仙台市若林区保春院前丁28番地の１　セレーノ若林306
債務者　早坂　幸芳
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２９９号
秋田市泉三嶽根７番11号、前住所秋田市泉中央４丁目４番27号
債務者　木曽　久夫
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９７号
千葉県君津市藤林33番地
債務者　久野田和子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１０３号
千葉県君津市岩出365番地１
債務者　波多野　樹
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１０４号
千葉県君津市岩出365番地１
債務者　波多野久美子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１６号
富山県魚津市木下新26番地１
債務者　上野　浅子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３４号
富山県黒部市中新403番地３　中新市営住宅４号棟302号
債務者　江口　信彦
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３６号
富山県魚津市布施爪875番地
債務者　畠山　耐子
1　決定年月日時　平成21年８月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２１年（フ）第３０３号
金沢市鈴見台５丁目２番20号、申立時の住所石川県白山市宮永市町638番地３
債務者　岩木　史江
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３０７号
金沢市北安江３丁目13番２号
債務者　近松美智子
1　決定年月日時　平成21年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月５日まで
金沢地方裁判所